平成２５年（フ）第１２１３号
横浜市南区永田南１丁目19番19号
債務者　田邊　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号
沖縄県うるま市字前原380番地　マンションＹ201号室
債務者　石川千亜紀（旧姓山入端）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４８９号
東京都八王子市中山50番地１中山ハイツ202号
債務者　石井　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
石川県加賀市片山津温泉ヒの21番地
債務者　三善　健佑
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７２９１号
東京都板橋区南常盤台２丁目22―６―102
債務者　鈴木　光昭
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３１号
東京都練馬区春日町３丁目33―23―402
債務者　外池　弓子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７５６号
東京都江戸川区篠崎町１丁目36―39
債務者　前原　裕子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８１７号
東京都大田区久が原３丁目31―６　ブランハイムⅡ503
債務者　宍戸　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８号
静岡県富士市伝法381番地の１
債務者　渡邉　一敏
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５４号
秋田県大仙市神宮寺字本郷野36番地５
債務者　藤井　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３０３号
静岡県島田市旭３丁目23番32号　Ｌｉｍｐｉａ雅102号室
債務者　黒木　秀二
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７２７号
大阪市北区長柄中１丁目１番２―501号
債務者　萩原　一星
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５５号
大阪府摂津市別府３丁目８番２―318号
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５９号
大阪市淀川区西中島７丁目１番３―714号
債務者　谷原　勇太
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３４号
千葉県木更津市江川1431番地４　フェニックスハイツ101号
破産者　湯本　謙二
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４１号
沖縄県名護市大南２丁目13番６号
破産者　神元　康弘
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部